

令和 5 年度 第 2 回尾張旭市防災会議 次第

日時 令和 6 年 2 月 1 5 日（木）

午後 2 時から

場所 市役所 3 階 講堂 1 ・ 2

1 あいさつ

2 議題

(1) 尾張旭市地域防災計画の修正について（資料 1）

(2) 尾張旭市国土強靱化地域計画の改定について（資料 2）

3 その他

<配布資料>

- ・ 令和 5 年度第 2 回尾張旭市防災会議席次表
- ・ 尾張旭市防災会議委員名簿
- ・ 尾張旭市防災会議条例
- ・ 尾張旭市防災会議運営要綱
- ・ 資料 1-1 尾張旭市地域防災計画修正の概要
- ・ 資料 1-2 尾張旭市地域防災計画修正の要旨
- ・ 資料 1-3 尾張旭市地域防災計画修正の新旧対照表
- ・ 資料 1-4 前回修正時から現在までの間に新たに締結した災害時協定
- ・ 資料 2 尾張旭市国土強靱化地域計画の改定方針
- ・ 資料 3 令和 5 年度尾張旭市総合防災訓練報告
- ・ 資料 4 令和 5 年度ペットの防災に関する取組について報告
- ・ 資料 5 輪島市先遣隊活動記録資料

令和5年度 第2回 尾張旭市防災会議 席次表

モニター

総務部長
危機管理課
事務局

係長
事務局

課長補佐
事務局
担当

愛知県エルピーガス協会
瀬戸旭分会 書記

尾張旭市地域活動連絡協議会
書記

西日本電信電話(株)
東海支店 設備部長 【代理】

尾張旭市学童クラブ連絡会
会員

東邦ガスネットワーク(株)
瀬戸事業所兼春日井事業所 所長

瀬戸旭長久手薬剤師会
副会長

中部電力パワーグリッド(株)
旭名東支社 副支社長

尾張旭市歯科医師会
会長【代理】

尾張旭市管工事業協同組合
副理事長

愛知県瀬戸保健所
所長【代理】

尾張旭市土木業協会
副理事長

尾張旭市自治連合協議会
理事

尾張旭市建築業協会
会長

日本赤十字社
尾張旭市地区奉仕団
委員長

上下水道部長

尾張旭市婦人消防クラブ
会長

都市整備部長

尾張旭市消防団
団長

愛知県尾張建設事務所
所長

消防長

愛知県尾張県民事務所
所長

教育長

愛知県
守山警察署署長

会長(市長)

副市長

出席
傍聴

尾張旭市防災会議委員名簿

区分	氏名	団体名
会長	柴田 浩	尾張旭市
1号委員	杉本 浩治	愛知県守山警察署
2号委員	若杉 博之	尾張旭市
2号委員	伊藤 秀記	尾張旭市都市整備部
2号委員	松野 宏美	尾張旭市上下水道部
3号委員	河村 晋	尾張旭市教育委員会
4号委員	各務 誠司	尾張旭市消防本部
4号委員	松原 茂樹	尾張旭市消防団
5号委員	金森 俊輔	瀬戸旭医師会
5号委員	柴田 浩二	尾張旭市歯科医師会
5号委員	松原 吉久	瀬戸旭長久手薬剤師会
5号委員	堀田 幸道	中部電力パワーグリッド株式会社旭名東支社
5号委員	加藤 正博	東邦ガスネットワーク株式会社瀬戸事業所兼春日井事業所
5号委員	本多 裕治	西日本電信電話株式会社東海支店
5号委員	福島 正憲	愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会
5号委員	相羽 かよ子	日本赤十字社尾張旭市地区奉仕団
6号委員	河合 建治	尾張旭市自治連合協議会
7号委員	榊原 勝彦	愛知県尾張県民事務所
7号委員	廣瀬 克夫	愛知県尾張建設事務所
7号委員	澁谷 いづみ	愛知県瀬戸保健所
7号委員	三宅 郁馬	尾張旭市土木業協会
7号委員	菅沼 正壽	尾張旭市建築業協会
7号委員	青山 茂	尾張旭市管工事業協同組合
7号委員	谷山 れい子	尾張旭市婦人消防クラブ
7号委員	仁城 奈美子	尾張旭市学童クラブ連絡会
7号委員	加納 智恵子	尾張旭市地域活動連絡協議会

○尾張旭市防災会議条例

昭和38年 7 月 6 日

条例第 6 号

改正 昭和45年11月 9 日条例第20号

平成10年 3 月30日条例第16号

平成12年 3 月29日条例第 5 号

平成14年 2 月 1 日条例第 2 号

平成24年10月 5 日条例第29号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 尾張旭市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (7) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項の委員の任期は、2 年とする。

7 委員は、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年11月9日条例第20号）

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日条例第16号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月5日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

○尾張旭市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市防災会議条例（昭和38年条例第6号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、尾張旭市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(会議の招集)

第4条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の公開)

第5条 防災会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に規定する情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議の公開を行うことにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(防災会議事務)

第8条 防災会議の事務については、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

尾張旭市地域防災計画修正の概要

○ 主な修正内容

1 新規協定締結に伴う修正

下水道施設対策において、本市独自では対応が不十分な際の応援要請について、愛知県が主体となり締結した新規協定（災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定）も含めた内容に修正。

2 水防法等の改正を踏まえた修正

雨水出水浸水想定区域の指定対象排水施設を、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設に修正。また、洪水浸水想定区域の指定対象河川に、洪水による災害の発生を警戒すべき河川を追記。

3 水道耐震化計画策定指針等に基づく修正

ライフライン関係施設対策において、上水道施設における停電時対策としての自家発電設備等の整備について追記。

4 緊急地震速報及び地震動特別警戒の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正

気象庁及び名古屋地方気象台における緊急地震速報（警報）の発表について、震度 5 弱以上を予想した場合に加え、長周期地震動階級 3 以上を予想した場合にも、緊急地震速報を発表する内容に修正。また、緊急地震速報（予報）の発表基準に長周期地震動階級 1 以上を予想した場合を追加し、地震に関する特別警報の発表基準に長周期地震動階級 4 を位置付け。

5 附属資料関連

- ・ 前回修正時から現在までの間に新たに締結した災害時協定等を追加。
 - ※ 1 件、（資料 1-4 参照）
- ・ 各種数値の時点更新

※ **資料 1-2** は、修正の要旨の新旧対照表。

※ **資料 1-3** は、全ての修正箇所についての新旧対照表。

尾張旭市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、防災基本計画に基づき、市域に係る地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

II 主な修正内容

1 新規協定締結に伴う修正について

<修正箇所>	
■ 共通編	第3編 第10章 ライフライン施設等の応急対策
<新旧対照表>	
■ 共通編	p 3

■ 共通編

現行（令和4年度）	修正案（令和5年度）
第4節 下水道施設対策	第4節 下水道施設対策
下水道管理者（市及び県）における措置 (1) （略） (2) 応援の要請 本市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」または <u>愛知県、愛知県内の市町村及び一部事務組合の相互応援体制を定めた「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、下水道施設の被害状況に応じて応援要請する。</u>	下水道管理者（市及び県）における措置 (1) （略） (2) 応援の要請 本市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」または <u>愛知県が主体となり、締結した「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」及び「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」に基づき、下水道施設の被害状況に応じて応援要請する。</u>

2 水防法等の改正を踏まえた修正について

<修正箇所>	
■ 風水害災害対策計画	第2編 第1章 水害予防対策
<新旧対照表>	
■ 風水害災害対策計画	p 1

■ 風水害災害対策計画

現行（令和4年度）	修正案（令和5年度）
第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
1 雨水出水浸水想定区域の指定（市、県における措置）	1 雨水出水浸水想定区域の指定（市、県における措置）

現行（令和4年度）	修正案（令和5年度）
(1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、<u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u>について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 2 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川<u>又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。	(1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、<u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設</u>について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。 2 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、<u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

3 水道耐震化計画策定指針等に基づく修正について

<修正箇所> ■風水害災害対策計画 第2編 第3章 建築物等の安全化 ■地震災害対策計画 第2編 第1章 建築物等の安全化 <新旧対照表> ■風水害災害対策計画 p 2 ■地震災害対策計画 p 1	
--	--

■風水害災害対策計画

現行（令和4年度）	修正案（令和5年度）
第2節 ライフライン関係施設対策 5 上水道 (1)～(4) (略) <u>(追記)</u>	第2節 ライフライン関係施設対策 5 上水道 (1)～(4) (略) <u>(5) 自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u>

■地震災害対策計画

現行（令和４年度）	修正案（令和５年度）
第３節 ライフライン関係施設対策 ４ 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 また、 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を増設していく必要がある。 被災時の給水拠点となる調整池等の耐震性を強化していくものとする。また、 <u>水道配管において硬質塩化ビニル管等の</u> 老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの重要給水施設では、管路の耐震化に努める。 県（企業庁）においては、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう、広域調整池及び連絡管の整備に努める。	第３節 ライフライン関係施設対策 ４ 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 また、 <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、</u> 水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を増設していく必要がある。 被災時の給水拠点となる調整池等の耐震性を強化していくものとする。また、 老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの重要給水施設では、管路の耐震化に努める。 県（企業庁）においては、災害時における緊急生活必要水量を確保し、浄水場間で応急水量の相互融通が行えるよう、広域調整池及び連絡管の整備に努める。

４ 緊急地震速報及び地震動特別警戒の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正について

<修正箇所>

■地震災害対策計画 第３編 第２章 避難行動

<新旧対照表>

■地震災害対策計画 p 4

■風水害災害対策計画

現行（令和４年度）	修正案（令和５年度）
第１節 地震情報等の伝達 ２ 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表・伝達する。 (1) 緊急地震速報 気象庁は、震度５弱以上 <u>の揺れが予想された</u> <u>場合</u> <u>に、震度４以上が予想される地域</u> <u>に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</u> また、最大震度３以上又はマグニチュード	第１節 地震情報等の伝達 ２ 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表・伝達する。 (1) 緊急地震速報 気象庁は、震度５弱以上 <u>を</u> 予想 <u>した</u> 場合、 <u>または長周期地震動階級３以上を予想した場合に、震度４以上を予想した</u> <u>地域、または長周期地震動階級３以上を予想した地域</u> に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度３以上又はマグニチュード３.５以上と予想 <u>される場合、または長</u>

現行（令和4年度）	修正案（令和5年度）
ド3.5以上と予想<u>等</u>され<u>たときに、</u> _____ 緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>のもの</u> _____ を特別警報に位置付けている。	<u>周期地震動階級1以上を予想した場合に</u>緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u> _____ を特別警報に位置付けている。

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
10	5 指定公共機関 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>高速自動車国道</u> 、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	5 指定公共機関 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>高速道路の改築</u> 、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理 （高速道路株式会社法との整合）
12	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 〔自治会等〕 自治会、自主防災組織、婦人_____消防クラブは、地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 〔自治会等〕 自治会、自主防災組織、婦人 <u>（女性）</u> 消防クラブは、地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。	表記の整理
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 都市の防災性の向上	第2章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
21	市、県及び土地区画整理組合等における措置 (1) (略) (2) 災害対策等に関する土地の利用規制 ア 災害危険区域の指定 地すべり又は（中略）を図る。 <u>（追記）</u>	市、県及び土地区画整理組合等における措置 (1) (略) (2) 災害対策等に関する土地の利用規制 ア 災害危険区域の指定 地すべり又は（中略）を図る。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u>	災害危険区域の指定廃止等に伴う修正
	第4章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第4章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
31	市における措置 (1)～(4) (略) (5) 避難所の運営体制の整備 ア (略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>（追記）</u>	市における措置 (1)～(4) (略) (5) 避難所の運営体制の整備 ア (略) イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、</u>	防災基本計画に基づく修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
		<u>熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u>	
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 災害情報の収集・伝達・広報	第1章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	
44	1 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線_____を利用した専用通信を使用することとし、県への災害情報の伝達は、県防災行政無線を中核施設として使用する。また、市内の緊急を用する通信連絡は、市防災行政無線を最大限に活用し、通信連絡の確保を図る。 (略)	1 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線 <u>又は有線</u> を利用した専用通信を使用することとし、県への災害情報の伝達は、県防災行政無線を中核施設として使用する。また、市内の緊急を用する通信連絡は、市防災行政無線を最大限に活用し、通信連絡の確保を図る。 (略)	回線の整備状況に合わせた修正
	第3章 救出・救助対策	第3章 救出・救助対策	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
60	3 県警察における措置 (1) 救出救助活動 県警察は、市_____と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。	3 県警察における措置 (1) 救出救助活動 県警察は、市 <u>及び防災関係機関</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。	表記の整理
	第2節 航空機の活用	第2節 航空機の活用	
62	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 防災ヘリコプターの応援要請（市等における措置） 市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ <u>県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）</u> に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を <u>知事に</u> 提出する。	2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 防災ヘリコプターの応援要請（市等における措置） 市長等は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ <u>名古屋市消防航空隊</u> に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を_____提出する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

	第5章 交通の確保・緊急輸送対策	第5章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第4節 緊急輸送手段の確保	第4節 緊急輸送手段の確保	
77	4 中部運輸局の措置 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう <u>指導</u> を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <u>のあっせん</u> を行う。	4 中部運輸局の措置 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう <u>協力要請</u> を行うとともに、県の要請により車両等の調達 <u>調整</u> を行う。	表記の整理
	第9章 遺体の取扱い	第9章 遺体の取扱い	
	第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬	
92	3 災害救助法の適用 (略) (資料) ・災害時における協力に関する協定書……………資料2-4 <u>6</u>	3 災害救助法の適用 (略) (資料) ・災害時における協力に関する協定書……………資料 2-4 <u>7</u>	新規協定締結に伴う修正
	第10章 ライフライン施設等の応急対策	第10章 ライフライン施設等の応急対策	
	第4節 下水道施設対策	第4節 下水道施設対策	
97	下水道管理者（市及び県）における措置 (1) (略) (2) 応援の要請 本市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」または愛知県、 <u>愛知県内の市町村及び一部事務組合の相互応援体制を定めた「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、下水道施設の被害状況に応じて応援要請する。</u> (資料) ・災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書……資料 2-9 ・下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール……………資料 2-10 <u>(追記)</u>	下水道管理者（市及び県）における措置 (1) (略) (2) 応援の要請 本市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」または愛知県が主体となり、 <u>締結した「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」及び「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」に基づき、下水道施設の被害状況に応じて応援要請する。</u> (資料) ・災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書……資料 2-9 ・下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール……………資料 2-10 ・ <u>災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定……</u>	新規協定締結に伴う修正

尾張旭市地域防災計画【共通編】 新旧対照表

		<u>……………資料 2-11</u>	
	第 5 節 通信施設の応急措置	第 5 節 通信施設の応急措置	
97	2 移動通信事業者（ <u> </u> 株式会社NTTドコモ、 <u>KDD I 株式会社</u> 、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式 会社）における措置	2 移動通信事業者（ <u>KDD I 株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、 <u> </u> ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式 会社）における措置	表記の整理 （内閣府公 表の順序で 整理）

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 水害予防対策	第1章 水害予防対策	
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	
123	1 雨水出水浸水想定区域の指定（市、県における措置） (1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、<u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u>について、（略） 2 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川<u>又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川</u>として指定した河川<u>_____</u>について、（略）	1 雨水出水浸水想定区域の指定（市、県における措置） (1) 区域の指定 市又は県は、水防法に基づき、<u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設</u>_____について、（略） 2 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県における措置） (1) 区域の指定 中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川<u>_____</u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川<u>及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u>について、（略）	水防法の改正による指定対象排水施設の拡大のため 水防法の改正による指定対象河川の拡大のため
	第2章 土砂災害等予防対策	第2章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
127	2 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。 <u>（追記）</u> (2) （略） (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表<u>_____</u>周知する。	2 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> (2) （略） (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表<u>し、標識等により住民へ</u>周知する。	県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
	(略) (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。 <u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u> (5)～(6) (略)	(略) (4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 イ 災害危険区域 指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。 _____ _____ _____ (5)～(6) (略)	
	第3章 建築物等の安全化	第3章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
132	5 上水道 (1)～(4) (略) <u>(追記)</u>	5 上水道 (1)～(4) (略) <u>(5) 自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u>	水道耐震化計画策定指針等に基づく修正（表記は下水道の対策と整合）
	第5章 防災訓練及び防災意識の向上	第5章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
142	市における措置 (1)～(2) (略) (3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>など</u>の感染防止対策資材について、できるだけ	市における措置 (1)～(2) (略) (3) 家庭内備蓄等の推進 市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>_____るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等_____の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ</u>	表記の整理

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
	携行して避難するよう呼びかける。（略）	携行して避難するよう呼びかける。（略）	
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
153	図1 気象警報等の伝達系統図 ※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 ※<u>緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u> （注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 （注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	図1 気象警報等の伝達系統図 ※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 （注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 （注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正

尾張旭市地域防災計画【風水害災害対策計画】 新旧対照表

	第5章 通信施設対策	第5章 通信施設対策	
166	2 移動通信事業者（ <u> </u> 株式会社N T T ドコモ、 <u>KDD I 株式会社</u> 、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式 会社）における措置	2 移動通信事業者（ <u>KDD I 株式会社</u> 、株式会社N T T ドコモ、 <u> </u> ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式 会社）における措置	表記の整理 （内閣府公 表の順序で 整理）

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 建築物等の安全化	第1章 建築物等の安全化	
	基本方針	基本方針	
170	■ 基本方針 ○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、<u>一層耐震性を強化して倒壊防止に</u> 努める必要がある。	■ 基本方針 ○ 現在、建築物の（中略）より強い地震を想定して、<u>発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように</u>努める必要がある。	表記の整理
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
171	4 一般建築物の耐震性の向上促進（略） また、耐震改修<u> </u>については、市の実施する耐震改修費<u> </u>補助事業の活用を呼び掛け、旧基準住宅の耐震<u>改修</u>の促進を図る。（略）	4 一般建築物の耐震性の向上促進（略） また、耐震改修<u>等</u>については、市の実施する耐震改修費・<u>除却費</u>補助事業の活用を呼び掛け、旧基準住宅の耐震<u>化</u>の促進を図る。（略）	除却費補助事業の追記等
	第2節 交通関係施設対策	第2節 交通関係施設対策	
173	2 道路施設 (1)～(3)(略) (4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>づ</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>づ</u>ける道路として指定する。	2 道路施設 (1)～(3)(略) (4) 沿道建築物に耐震診断を義務<u>付</u>ける道路の指定 南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務<u>付</u>ける道路として指定する。	表記の整理
	第3節 ライフライン関係施設対策	第3節 ライフライン関係施設対策	
176	4 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 また、<u> </u>水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁	4 上水道 (1) 施設の防災性の強化 水道施設の耐震性については、施設の改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。 また、<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、</u>水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁	水道の耐震化計画策定指針に基づく修正（表記は下水道の対策と整合）

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
178	を増設していく必要がある。 被災時の給水拠点となる調整池等の耐震性を強化していくものとする。また、<u>水道配管において硬質塩化ビニル管等の</u>老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの重要給水施設では、管路の耐震化に努める。（略） 6 通信施設 (1) 電気通信 <u>イ 株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモは、</u> <u>(略)</u> <u>b 非常用基地局による通信の疎通確保</u> <u>ウ KDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、</u> <u>(略)</u> <u>委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u>	を増設していく必要がある。 被災時の給水拠点となる調整池等の耐震性を強化していくものとする。また、<u>老朽管</u>の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの重要給水施設では、管路の耐震化に努める。（略） 6 通信施設 <u>イ KDDI株式会社</u> <u>KDDI株式会社は、</u> <u>(略)</u> <u>委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備</u> <u>ウ 株式会社NTTドコモ</u> <u>株式会社NTTドコモは、</u> <u>(略)</u> <u>b 非常用基地局による通信の疎通確保</u>	表記の整理 表記の整理 （内閣府公表の順序で整理）
	第2章 液状化対策・土砂災害等の予防	第2章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第4節 土砂災害の防止	第4節 土砂災害の防止	
187	2 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア（略） イ 災害危険区域 県は、（中略）指定を行う。 <u>（追記）</u> (2) （略） (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表<u>し、</u>周知する。	2 県における措置 (1) 土砂災害警戒区域等の指定 ア（略） イ 災害危険区域 県は、（中略）指定を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> (2) （略） (3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表<u>し、標識等により住民へ</u>周知する。	県内全域の災害危険区域の指定廃止等に伴う修正

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和４年度改訂）	新（令和５年度改訂）	備考
	(略)	(略)	
	第４章 火災予防・危険性物質の防災対策	第４章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第１節 火災予防対策に関する指導	第１節 火災予防対策に関する指導	
193	１ 市における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市は、消防団、婦人_____消防クラブ、自治会等各種団体を通じて、(略)	１ 市における措置 (1) 一般家庭に対する指導 市は、消防団、婦人 <u>(女性)</u> 消防クラブ、自治会等各種団体を通じて(略)	表記の整理
	第５章 防災訓練及び防災意識の向上	第５章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第２節 防災のための意識啓発・広報	第２節 防災のための意識啓発・広報	
199	市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、防災週間_____等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略) ア～ウ(略) <u>(追記)</u> (3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等 <u>その他</u> の生活必需品について、(略)	市、県、県警察及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市及び県は、防災週間 <u>及び津波防災の日</u> 等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。(中略) ア～ウ(略) <u>さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u> (3) (略) (4) 家庭内備蓄等の推進 市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等_____の生活必需品について、(略)	表記の整理 表記の整理 （防災人材育成の主体の追記） 表記の整理

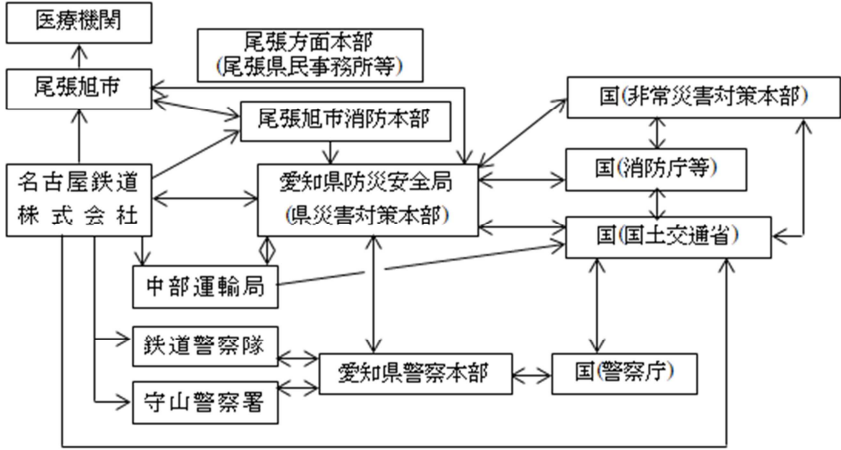
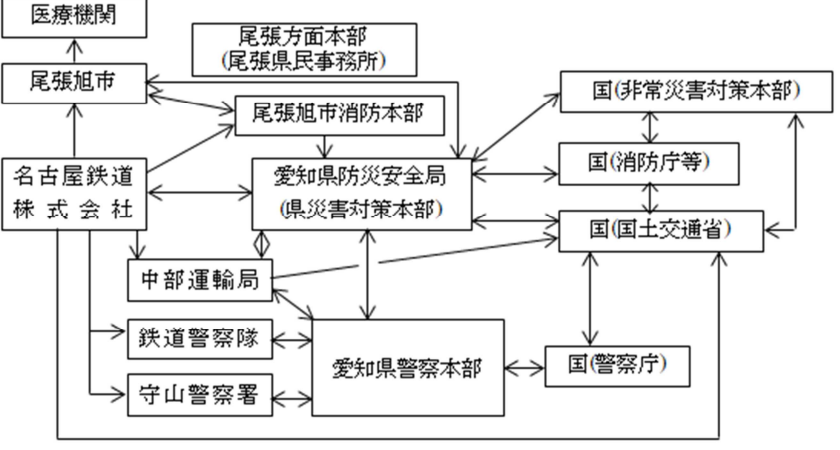
尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第2章 避難行動	第2章 避難行動	
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 地震情報等の伝達	
210	2 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表・伝達する。 (1) 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上<u>の揺れ</u>が予想<u>された</u>場合<u>に</u>、震度4以上<u>が</u>予想<u>される</u>地域<u>に</u>対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想<u>等</u>され<u>た</u>ときに、<u>緊急地震速報（予報）を発表する。</u> なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>のもの</u>を特別警報に位置付けている。	2 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、地震に関する情報を発表・伝達する。 (1) 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上<u>を</u> <u>予想した</u> 場合、<u>または長周期地震動階級3以上を予想した場合に</u>、震度4以上<u>を</u> <u>予想した</u> 地域、<u>または長周期地震動階級3以上を予想した地域に</u>対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想<u>される</u>場合、<u>または長周期地震動階級1以上を予想した場合に</u>緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>を特別警報に位置付けている。	緊急地震速報及び地震動特別警戒の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことに伴う修正
	第6章 通信施設対策	第6章 通信施設対策	
222	2 移動通信事業者（<u>株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>）における措置	2 移動通信事業者（<u>KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</u>）における措置	表記の整理（内閣府公表の順序で整理）
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策	
	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	
	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
240	7 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 西日本電信電話株式会社、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、（略）</u>	7 通信事業者及び移動通信事業者における措置 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 西日本電信電話株式会社、<u>KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、（略）</u>	表記の整理（内閣府公表の順序で整理）

尾張旭市地域防災計画【地震災害対策計画】 新旧対照表

第4章 発災に備えた直前対策		第4章 発災に備えた直前対策	
第6節 バス		第6節 バス	
248	1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し<u>次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供（東海地震注意情報発表）</u> 東海地震注意情報が発表された段階から、乗客等に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報提供をするとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請し指導する。 <u>(2) バスの強化地域内走行の極力抑制等（警戒宣言発令）</u> 警戒宣言発令時において、強化地域内における走行は極力抑制し、強化地域内への流入は極力制限する。また、走行路線に危険度が高いと予想される区間がある場合は、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置をとる。	1 中部運輸局における措置 中部運輸局は、路線バス事業者に対し、<u>東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	表記の整理

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和4年度改訂）	新（令和5年度改訂）	備考
	第3編 大規模事故	第3編 大規模事故	
	第3章 鉄道災害対策	第3章 鉄道災害対策	
286	4 県における措置 (1)～(2)(略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	4 県における措置 (1)～(2)(略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
287	6 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。 	6 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。 	実際の連携体制との整合を図るための修正
	第4章 道路災害対策	第4章 道路災害対策	
288	2 道路管理者（市、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社）における措置 (1)～(4)（略） (5) 他の道路管理者への応援<u>要求</u> 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材	2 道路管理者（市、中部地方整備局、県、中日本高速道路株式会社）における措置 (1)～(4)（略） (5) 他の道路管理者への応援<u>要請</u> 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材	表記の整理

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和４年度改訂）	新（令和５年度改訂）	備考
289	の確保の応援を<u>要求</u>する。 ３ 中部地方整備局における措置 (1) (略) (2) 他の道路管理者への応援<u>要求</u> 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を<u>要求</u>する。 ４ 県における措置 (1)～(3)(略) (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	の確保の応援を<u>要請</u>する。 ３ 中部地方整備局における措置 (1) (略) (2) 他の道路管理者への応援<u>要請</u> 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を<u>要請</u>する。 ４ 県における措置 (1)～(3)(略) (4) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	表記の整理 ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
第８章 大規模な火事災害対策		第８章 大規模な火事災害対策	
298	２ 県における措置 (1)～(2)(略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	２ 県における措置 (1)～(2)(略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。
第９章 林野火災対策		第９章 林野火災対策	
300	１ 市における措置 (1)～(10)(略) (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（共通編第３編災害応急対策第３章救出・救助対策第２節航空機の活用	１ 市における措置 (1)～(10)(略) (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請 空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「<u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（共通編第３編災害応急対策第３章救出・救助対策第２節航空機の活用	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。

尾張旭市地域防災計画【原子力・大規模事故対策計画】 新旧対照表

頁	旧（令和４年度改訂）	新（令和５年度改訂）	備考
301	参照）。 ２ 県における措置 (1)～(2)(略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	参照）。 ２ 県における措置 (1)～(2)(略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 防災航空隊は、自ら又は市から「<u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため。

新規災害協定等締結状況

分類	協定等名	締結先	締結日	内容
行政機関 (複数)	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道 コンサルタント協会中部支 部	令和5年11月1日	下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧技術支援協力について定めるもの

尾張旭市国土強靱化地域計画の改定方針

都道府県及び市町村国土強靱化地域計画の基本となる、国の「国土強靱化基本計画」が令和5年7月に改定されたことを受け、愛知県では、令和6年度末に愛知県国土強靱化地域計画の改定を予定している。

令和2年7月に策定した本市の国土強靱化地域計画は、その推進期間を令和6年3月までとしており、今年度に見直しを実施する必要があるが、国の基本計画との調和はもちろん、県の計画との調和も必要となる。

以上のことから、本市の国土強靱化地域計画への国の基本計画改訂内容の反映については、県計画策定後の令和7年度に実施することとし、現計画の推進期間満了となる今年度においては、計画期間の延伸（令和8年3月までの2年）のみとする。

なお、現計画に記載の重要業績指標（KPI）については、引き続き現指標を用いるものとし、目標値のみを現在の令和5年度末から、延伸後の令和7年末時点の数値に修正する。

【改定スケジュール（参考）】

年度		2023年度												2024年度												2025年度	2026年度																																				
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																						
国	国土強靱化基本計画	旧計画												新計画																																																	
県	愛知県国土強靱化地域計画	現行計画												脆弱性評価												推進方針検討												変更原案作成												新計画													
市	尾張旭市国土強靱化地域計画	現行計画												計画延伸												計画改定作業												新計画																									

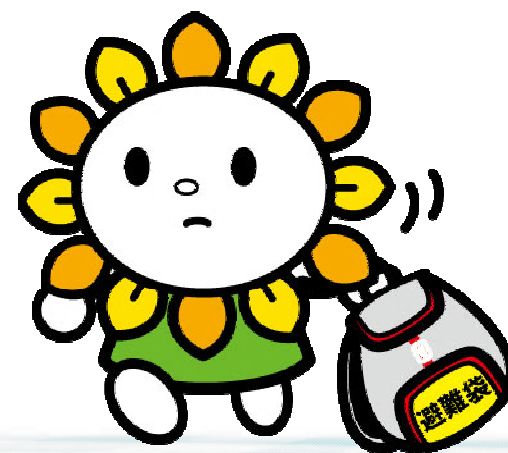
現時点（計画期間2年延伸）

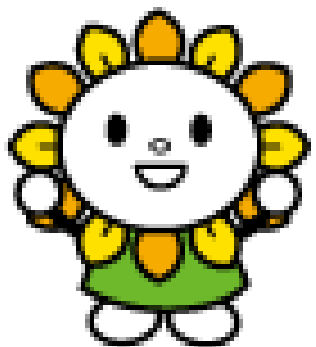
国、県の計画反映

令和5年度

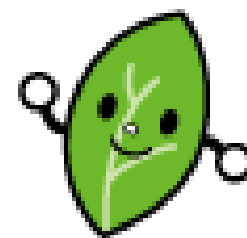
尾張旭市総合防災訓練（報告）

実施日 令和5年10月29日（日）
時 間 午前9時から正午まで
場 所 尾張旭市立旭丘小学校





1 訓練概要



1 訓練概要

- **日時**

令和5年10月29日（日） 午前9時から正午まで

- **場所**

尾張旭市立旭丘小学校（尾張旭市大久手町上切戸117-1）

- **訓練想定（南海トラフ地震）**

駿河湾から日向灘を震源域としたマグニチュード8.7の地震が発生し、市内で最大震度6弱を観測。

市内各地で家屋倒壊や火災が発生し、負傷者が多数発生している想定で実施しました。

1 訓練概要

● コンセプト

① 「防災をもっと身近に」

「行ってみたくなる」総合防災訓練として、より多くの若い世代に参加していただけるような内容を企画し行いました。

② 災害時の「食」について考える

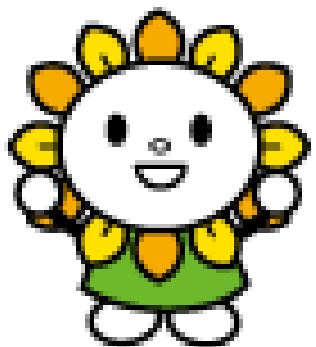
自衛隊によるカレー、日赤による豚汁、地域自主防災組織によるアルファ化米の炊き出しを行い、災害時の食について考えるきっかけになるよう働きかけました。

1 訓練概要

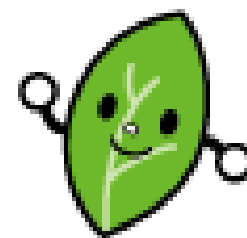
● 参加人数実績

自治会・町内会参加者	176名
一般参加者数	253名
中学生ボランティア	22名
関係団体者数	399名
合計	850名

地域住民の方をはじめ、
多くの市民の方に参加いただきました。
また、防災協定団体などの関係団体の
みなさまにも御協力いただき、
参加者数は過去最大数となりました。



2 訓練内容



2 訓練内容

「防災をもっと身近に」

初



ペット同行避難訓練

近隣住民の方などにペット同行で避難をしてもらいました。

ペットの受入訓練は尾張旭市では初めてで、マスコミ等の注目度も高い取り組みとなりました。

2 訓練内容

「防災をもっと身近に」

復活

煙道通過体験・初期消火訓練

コロナ禍で中止していた煙道通過体験を再開しました。

煙道を抜けたあと、初期消火訓練を行うアトラクション形式とし大人から子どもまで楽しみながら体験いただけました。



2 訓練内容

「防災をもっと身近に」

継続



災害対策車両展示 ドローン飛行訓練

災害対策車両との記念撮影や
ドローン飛行の映像配信を行い、
若い世代への興味を引く訓練を
行いました。

とくに車両展示は小さい子どもを
もつ家族に大人気でした。

2 訓練内容

「防災をもっと身近に」

初



車いす・JINRIKI体験訓練

市社会福祉協議会及び車いすボランティア団体に協力いただき、車いすにJINRIKIを取り付け、障がい物のある地面でも簡単に移動できる訓練を行いました。

2 訓練内容

「防災をもっと身近に」

復活



中学生ボランティア

22名の中学生に参加を
いただきました。

避難所運営訓練の補助や、
物資搬送受入訓練への参加、
炊き出しの配布などを
行いました。

2 訓練内容

「防災をもっと身近に」

初



中学生ボランティア

合同救出救助訓練では、
自分で避難が難しいかたに、
車いすとJINRIKIを使用した
避難補助を行いました。
地域の方々も中学生の活躍に
安心したとの声がありました。

2 訓練内容

災害時の「食」について考える

復活



炊き出し訓練

コロナ禍で中止していた炊き出し訓練を再開しました。

自衛隊がカレーを、日赤尾張旭地区奉仕団が豚汁を提供しました。

炊き出しはどちらも大行列ができるほど人気がありました。

2 訓練内容

災害時の「食」について考える

炊き出し訓練・啓発

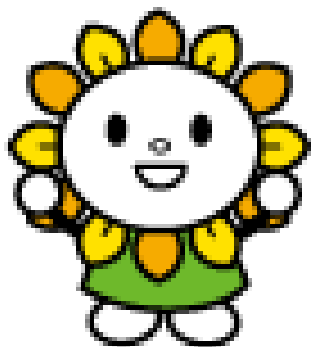
その他、自主防災組織による災害備蓄しているアルファ化米の炊き出し訓練や、市危機管理課職員による家庭での備蓄啓発を行いました。



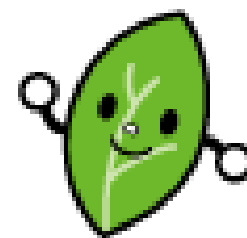
2 訓練内容 その他



みなさまの御協力をいただき、
今年度も無事に終わることができました。
来年度も御協力のほど、
よろしくお願いいたします。



3 来年度について



3 来年度について

令和 6 年度尾張旭市総合防災訓練

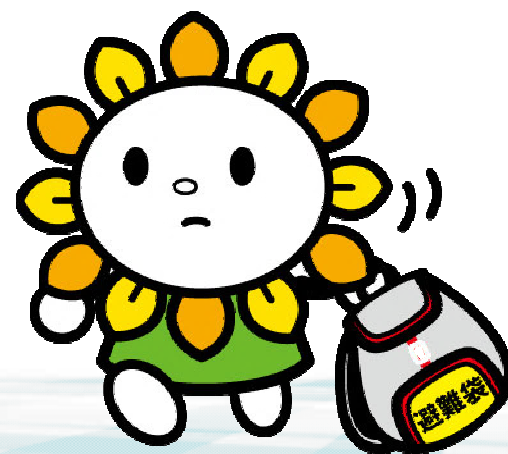
日時 令和 6 年 1 0 月 2 7 日（日）

時間未定

場所 尾張旭市立白鳳小学校
（尾張旭市白鳳町一丁目 1 2）

令和5年度

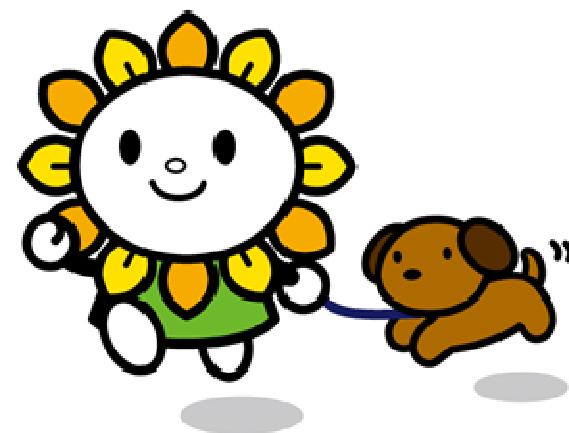
ペットの防災に関する取組 について（報告）

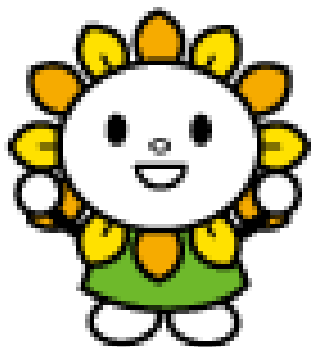


ペットの防災に関する取組

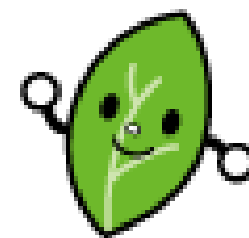
今年度は、ペットも家族の一員であるとの意識が高まる中で必要な「ペットの防災」について力を入れ、下記の取組を実施しました。

- 1 尾張旭市防災講演会
- 2 ペット同行避難訓練
- 3 ペット同室避難実証実験





1 尾張旭市防災講演会



尾張旭市防災講演会（概要）

● 日時

令和5年9月16日(日) 午前10時20分から午前11時30分まで

● 場所

尾張旭市文化会館（尾張旭市東大道町山の内2410番地11）

● 講師

特定非営利活動法人全国動物避難所協会 理事長 奥田 順之 氏

● 講演テーマ

「人とペットのいのちをつなぐ災害対策
ーペットと一緒に避難する方法を考えるー」

● 当日参加者

130名

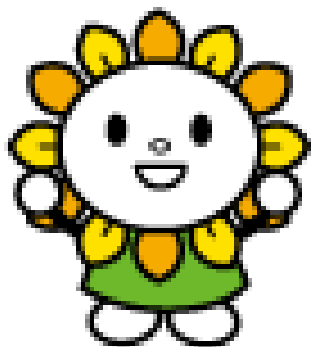
尾張旭市防災講演会（内容）

- 「ペット防災の大枠を知ることや
防災活動と政策に活かしてもらう」
ことを目的に、
 - ① 飼い主が家族とペットを守るため
 - ② 自主防災組織が、地域を守るため
 - ③ 行政が尾張旭市を守るため
- 必要な内容を講演していただきました。

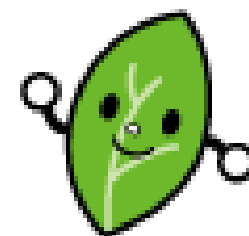


尾張旭市防災講演会（内容）

- **「ペットは、飼い主しか守れない。まずは自分の安全を守ること」**が大事。そのためには、飼い主自身が備えを行うことが大前提。飼い主への啓発をしつこく行うことが必要。
- 啓発ツールはいろいろあるが、専門家でなくても啓発は可能。**ペットの関係者を巻き込み、啓発を行うことが効果的。**
- 避難所運営は、判断する人、ペットの居場所、マナー・適正飼育が課題。誰が中心になって進めるか決め、マニュアル作成や訓練等を行い、地域の実情に即した実現可能な計画を立てることが大切。



2 ペット同行避難訓練



ペット同行避難訓練（概要）

● 日時

令和5年10月29日(日) 午前9時20分から午前10時まで
(市総合防災訓練内で開催)

● 場所

尾張旭市立旭丘小学校（尾張旭市大久手町上切戸117番地1）

● ペット参加数

犬15匹、猫1匹 合計16匹（各1匹ずつで参加のため16世帯）

● 協力

旭丘自主防災組織、尾張旭防災リーダー会

ペット同行避難訓練（訓練内容）



ペット受付訓練

近隣住民の方などにペット同行で避難をしてもらい、避難所に来た際の受付方法を確認しました。

その後、一時滞在訓練や、防災リーダー会による防災講話を行いました。

ペット同行避難訓練（訓練内容）



大塚ウェルネスベンディング(株)、 アース・ペット(株)、NTN(株)による ペット防災啓発

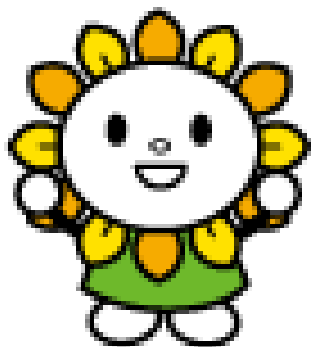
官民連携として、各社の協力の下、
ペット防災に関する啓発をしていた
だくとともに、移動型独立電源工ヌ
キューブを使用し、理想のペット避
難所についての御提案をいただきました。

ペット同行避難訓練（まとめ）

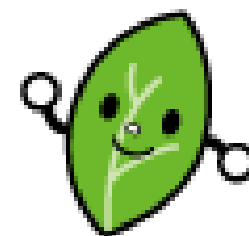


今回、ペットが参加した訓練を尾張旭市で初めて実施したこともあり、マスコミ等の注目度がとても高い取組となりました。

しかし、実際に訓練を行うことで、さまざまな課題も確認できたため、今回の結果を踏まえ、来年以降も、より良い受入方法を検討していきます。



3 ペット同室避難実証実験



ペット同室避難実証実験（概要）

● 日時

令和6年2月3日(土) 午前9時から正午まで

● 場所

地域消防防災施設ほんまる

(尾張旭市南本地ヶ原町三丁目4番地1)

● 企画立案

特定非営利活動法人全国動物避難所協会 理事長 奥田 順之 氏

● 協力

- ・ 本地ヶ原自主防災組織、
- ・ 尾張旭防災リーダー会

令和6年能登半島地震
輪島市先遣隊活動記録

総務部 危機管理課

1 派遣の目的

本市は平成23年に「大規模災害時等における相互応援に関する協定」を締結しており、輪島市の要請に対応するよう災害対策本部に出席するとともに、現地の被害状況を把握し、必用物資等を独自調査することで、迅速な支援を行うため。

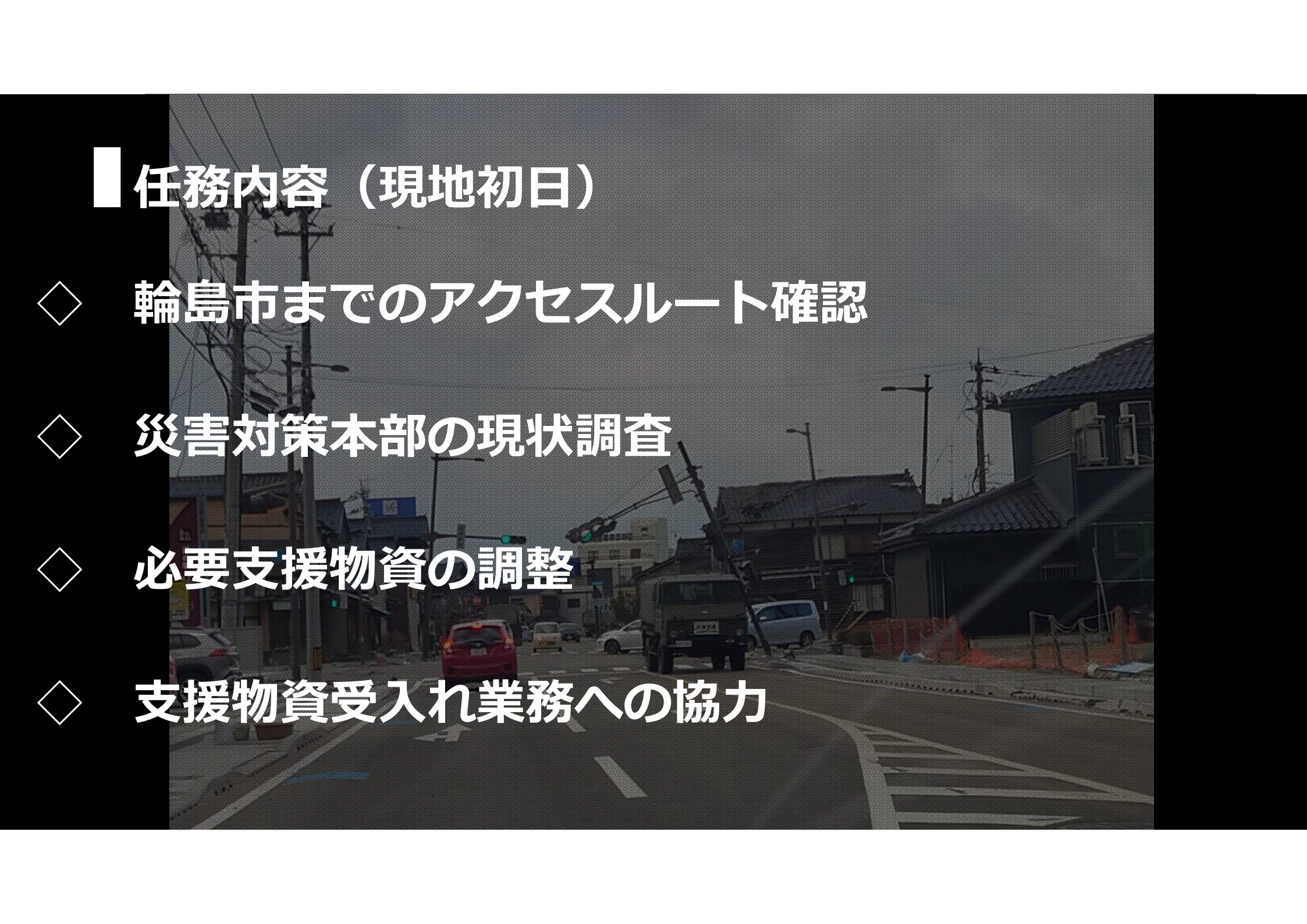
2 派遣期間

令和6年1月4日（木）から1月8日（月）まで
（うち、輪島市での活動 1月5日（金）から1月7日（日）まで）

3 派遣規模

危機管理課職員3名（深谷仁史災害対策係長、水野雄太主事、小坂由紀主事）



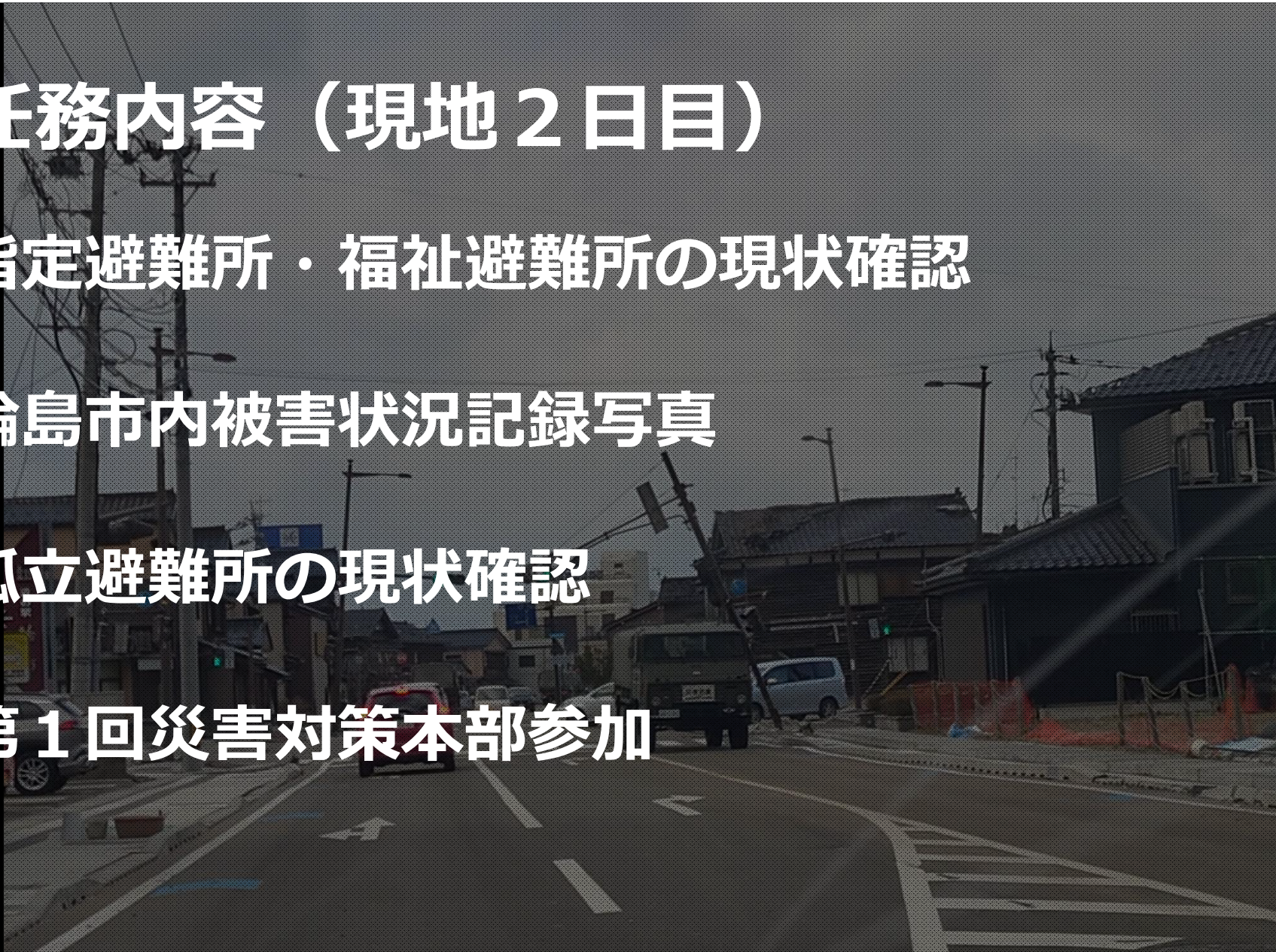


■ 任務内容（現地初日）

- ◆ 輪島市までのアクセスルート確認
- ◆ 災害対策本部の現状調査
- ◆ 必要支援物資の調整
- ◆ 支援物資受入れ業務への協力

■ 任務内容（現地 2 日目）

- ◆ 指定避難所・福祉避難所の現状確認
- ◆ 輪島市内被害状況記録写真
- ◆ 孤立避難所の現状確認
- ◆ 第 1 回災害対策本部参加



■ 任務内容（現地3日目）

- ◇ 防災対策課情報共有会
- ◇ 尾張旭市支援物資の輸送（先導）
輸送先：南志見（なじみ）小学校
孤立避難所化



■先遣隊派遣を通じて

- ◇ 備蓄物資の省力での物流体制
- ◇ 避難所環境の改善
- ◇ 災害時のトイレ問題の再認識

